

配電盤等の型式区分は、次のようになっています。

◎耐熱性能による区分

- 一種耐熱形：一種耐熱試験を満足しているもの
- 二種耐熱形：二種耐熱試験を満足しているもの

◎使用方法による区分

- 専用配電盤 非常電源専用の開閉器、過電流保護器、計器その他の配線用機器及び配線並びにこれらを収納する箱（以下「キャビネット」という。）から構成されたもの
- 共用配電盤 非常電源回路と他の電源回路と共用の開閉器、過電流保護器、計器その他の配線用機器及び配線並びにキャビネットから構成されたもの
- 専用分電盤 非常電源専用の分岐開閉器、分岐過電流保護器その他の配線用機器及び配線並びにキャビネットから構成されたもの
- 共用分電盤 非常電源回路と他の電源回路と共用の分岐開閉器、分岐過電流保護器その他の配線用機器及び配線並びにキャビネットから構成されたもの

◎形状による種類

- 露出形：ボックスの全部又は一部を造営材の面から露出して施設する構造のもの
- 埋込形：ボックスの全部を造営材中に埋め込んで施設する構造のもの

これらを組み合わせて、次のように区分（12型式）されています。

一種耐熱形配電盤等の型式区分		
種別	区分	
一種耐熱形配電盤 (1M)	専用形 (S)	露出式 (T)
		埋込式 (H)
	共用形 (P)	露出式 (T)
		埋込式 (H)
一種耐熱形分電盤 (1B)	専用形 (S)	露出式 (T)
		埋込式 (H)
	共用形 (P)	露出式 (T)
		埋込式 (H)

二種耐熱形配電盤等の型式区分		
種別	区分	
二種耐熱形配電盤 (2M)	専用形 (S)	
	共用形 (P)	
二種耐熱形分電盤 (2B)	専用形 (S)	
	共用形 (P)	

注：括弧内は各記号を示す

委員会にて承認された耐熱形配電盤等は、消防庁告示第10号に適合していることから、設置時に消防検査項目の一部を省略することが可能となります。

認定品の詳細については、「認定の手引」を参照して下さい。

認定取得者については、一般社団法人日本配電制御システム工業会のホームページ <http://www.jsia.or.jp/> をご覧下さい。

J E A 非常用配電盤等認定委員会

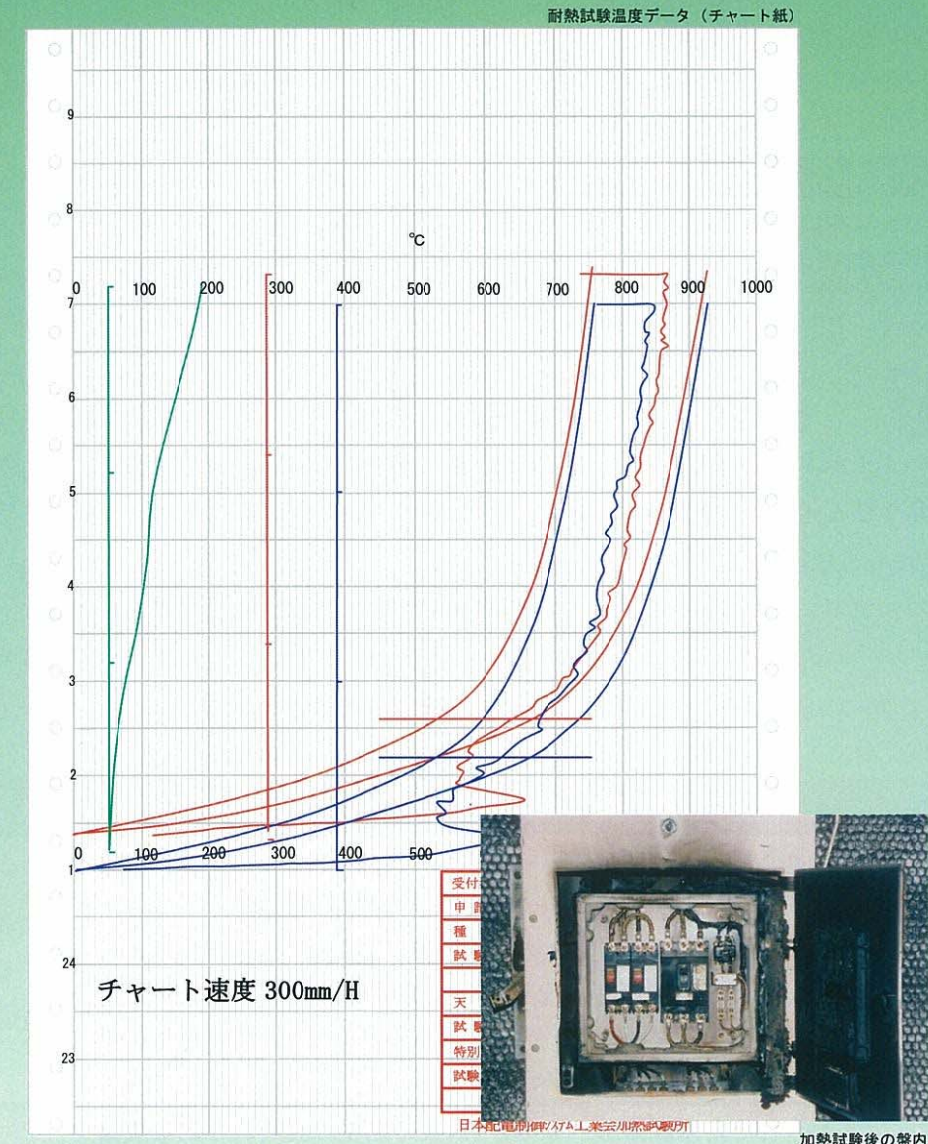
事務局：〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-2 黒田ビル
 (一般社団法人日本配電制御システム工業会内)
 TEL：03-3436-5510
 FAX：03-3436-0738

2015.4

消防用設備等非常電源認定品

耐熱形配電盤・分電盤

(低圧で受電する非常電源専用受電設備)



JEA非常用配電盤等認定委員会

一般社団法人日本電気協会
 一般社団法人日本配電制御システム工業会

消防法による消防用設備等と 低圧で受電する非常電源専用受電設備

火災による被害を軽減するため消防法では、防火対象物の用途、規模等に応じて、屋内消火栓設備、排煙設備、非常コンセント設備などの消防用設備等の設置が義務付けられています。これらの多くは電源（非常電源）が必要になります。

非常電源には、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備及び燃料電池設備があります。そのうち非常電源専用受電設備には、「高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備」と、「低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤」があります。

低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「配電盤等」という。）の基準は、消防法施行規則第12条第1項第4号イ（ホ）に定められています。

配電盤等の構造機能は「消防庁長官が定める基準に適合する第一種配電盤又は第一種分電盤を用いること。」と定められており、その具体的内容は「配電盤及び分電盤の基準（消防庁告示第10号：昭和56年12月）」に定められています。

消防用設備等は、必要に応じて、火災等による非常時においても一定時間動作するよう非常電源の設置が義務付けられていますが、建物の用途、延べ面積等により適応する非常電源の種類が変わります。

非常電源専用受電設備は、特定防火対象物で延べ面積が1000㎡以上のものには使用できないと定められています。【消防法施行規則 第12条 第1項 第4号】

なお、市町村条例等により、それ以外の防火対象物でも非常電源専用受電設備が使用できない場合があります。

設置位置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けることとされ、また、設置位置に対応した配電盤等の種別は、次のように定められています。

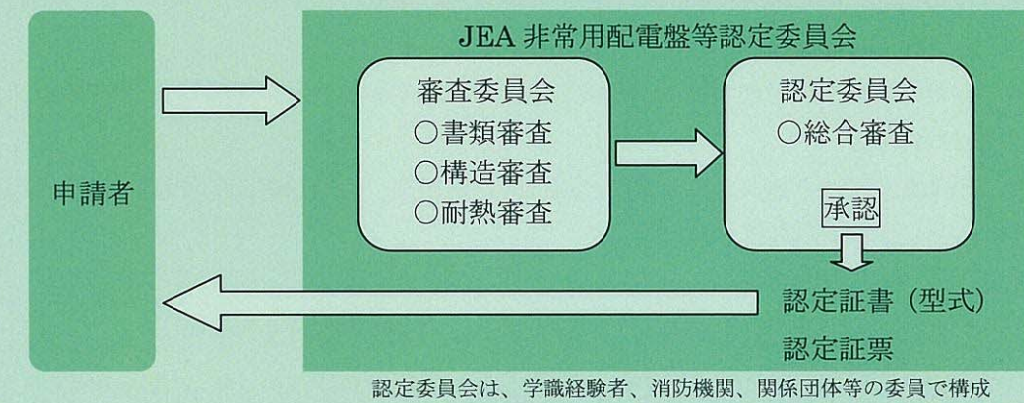
設置位置	配電盤等の種別
(1) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室	第一種配電盤等
(2) 屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3メートル以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3メートル未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸が設けられている場合に限る。）	第二種配電盤等 上記以外の配電盤等
(3) 不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	第一種配電盤等 第二種配電盤等
(4) 耐火性能を有するパイプシャフト	
(5) 上記以外の場所	第一種配電盤等

JEA非常用配電盤等認定委員会

JEA非常用配電盤等認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、消防法による登録認定機関として登録され、消防庁告示第10号（昭和56年12月）に基づき「耐熱形配電盤等型式認定の手引」（以下「認定の手引」という。）を作成、この「認定の手引」に基づき認定業務を行っています。認定された配電盤等は告示に適合しているとみなされます。

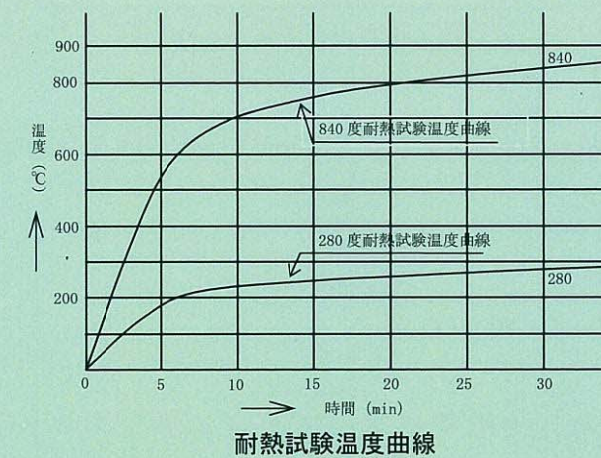
以後、「認定の手引」に基づき、説明します。なお、告示で定める耐火試験は耐熱試験に、第一種配電盤等是一種耐熱形配電盤等に、第二種配電盤等は二種耐熱形配電盤等にそれぞれ読み替えるものとします。

認定業務は、次のように行われています。



耐熱試験は、日本工業規格 JIS A 1304（建築構造部分の耐火試験方法）に基づき、図のような温度曲線に準じて配電盤等を加熱します。

- 一種耐熱形配電盤等試験：840度耐熱試験温度曲線に準じて30分加熱 ⇨ 盤内が280度以下であること
- 二種耐熱形配電盤等試験：280度耐熱試験温度曲線に準じて30分加熱 ⇨ 盤内が105度以下であること



耐熱試験終了直後の
一種耐熱形配電盤等

認定証票は、審査に適合した配電盤等の表面に貼付されます。

（原寸大）



一種配電盤等認定証票



二種配電盤等認定証票